

長時間労働削減推進本部

本 部 長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事 務 局 長 労働基準局長

構 成 員 事務次官、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、大臣官房総括審議官（国会担当）、大臣官房審議官（労働条件政策担当）、大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）、安全衛生部長

過重労働等撲滅チーム

主査 大臣官房審議官
(労働条件政策当)

働き方改革推進 プロジェクトチーム

主 査 事務次官

構成員 労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、
大臣官房総括審議官（国会担当）、
大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）
(事務局 労働基準局)

◆働き方改革の推進に向けた地方（働き方改革推進本部）への指示

- ・働き方改革の推進
- ・女性活躍支援 等
- ◆本省促進チームによる働き方改革の推進
- ・企業経営陣への働きかけ 等

省内長時間労働削減推進チーム

主査 大臣官房総括審議官（国会担当）

指示

働き方改革推進本部

(本部長 都道府県労働局長)

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- 都道府県労働局による企業経営陣への働きかけ
- 業界団体や個別企業に対する効果的・機動的な周知啓発 等

〈協力要請・連携〉

- ・都道府県
- ・市町村
- ・事業主団体
- ・労働団体 等

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置 (平成27年1月設置)

企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成

- 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、**地域のリーディングカンパニー**を訪問
企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ
働き方・休み方コンサルタントによる企業に対する助言等の支援
- 企業における**先進的な取組事例の収集、周知**

 **先進的な取組事例等について、本省ポータルサイトを活用して情報発信（平成27年1月本省に開設）**
- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

- ◆企業の自主的な働き方の見直しを推進
- ◆地域における働き方改革の気運の醸成